

令和7年1月21日

お客さま各位

あいち尾東農業協同組合

**ICキャッシュカードの「生体認証機能」の取扱終了に関するお知らせ**

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、ICキャッシュカードの生体認証機能の取扱いを、下記のとおり終了させていただくことといたしました。

お客さまにはご不便をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、今後もお客様にご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象のカード	生体認証登録済みのICキャッシュカード ※ JAカード(一体型)および代理人カードも含まれます。
終了するサービス	「手のひら静脈認証機能」を利用した生体認証装置付ATMでのお取引
サービス終了日	令和7年6月30日(月) ※ 窓口での生体認証情報の登録、変更、削除のお手続きにつきましては、令和7年3月31日(月)をもって受付を終了します。
ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「手のひら静脈認証機能」サービスをご利用中のお客さまには、サービス終了に関するご案内状を順次発送しておりますので、内容をご確認ください。</li><li>・ サービス終了日以降も、現在ご利用中の生体認証登録済みのICキャッシュカードは引き続き「生体認証機能なしのICキャッシュカード」としてご利用いただけます。</li></ul> <p>※ ATMでの出金の引出し上限額は、「ICキャッシュカード+暗証番号」による上限額となります。上限額を変更される場合は、運転免許証等の本人確認書類とご利用口座のお届け印をご持参のうえ、窓口(口座開設店)でのお手続きをお願いいたします(200万円まで引き上げが可能です)。</p> <p>※ ICキャッシュカードから生体認証情報の削除を希望する場合は、令和7年3月31日(月)までに、窓口(口座開設店)でのお手続きをお願いいたします。</p> <p>※ サービス終了日以降、提携金融機関の「手のひら静脈認証機能」を利用した生体認証装置付ATMでは取引ができなくなります。提携金融機関の生体認証装置付ATMを引き続きご利用いただく場合は、ICキャッシュカード(生体認証機能なし)の再発行が必要となります。</p>

以上

**あいち尾東農業協同組合**

◇本件に関するお問い合わせ先◇

(0561)72-0033